

令和 8 年度 久留米市産業団地整備事業特別会計予算

令和 8 年度久留米市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 566, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

産業団地整備事業特別会計

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,564,000千円と定める。

令和8年2月25日提出

福岡県久留米市長 原 口 新 五

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,000
	1 一般会計繰入金	1,000
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 市債		1,564,000
	1 市債	1,564,000
歳入合計		1,566,000

産業団地整備事業特別会計

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 事業費		1, 536, 000
	1 事業費	1, 536, 000
2 公債費		29, 000
	1 公債費	29, 000
3 予備費		1, 000
	1 予備費	1, 000
歳 出 合 計		1, 566, 000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	産業団地整備事業にかかる委託料	千円 114,600

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
土 地 購 入 費	令 和 8 年 度 か ら 土地売買契約に伴う債務が消滅するまで	千円 297,700
建 物 等 移 転 補 償 金	令 和 8 年 度 か ら 物件移転補償契約に伴う債務が消滅するまで	206,100

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
産 業 団 地 整 備 事 業	千円 1,564,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	6.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	1,564,000			

